

## あさひ健康フェスタのオンラインイベントなどが終了 引き続き、あさひ健康マイスターで SDGs(持続可能な開発目標)に取り組もう!

毎年、4月29日「健康の日」に実施していたあさひ健康フェスタ。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度は中止、令和3年度も維摩池周辺会場で予定していたイベント(リアルイベント)が中止となりましたが、代わりに、コロナ禍でもおうちで楽しめる動画コーナーやクイズコーナーを設けたオンラインイベントや、健康都市を巡る♪SDGsキーワードラリー、健康都市×SDGs展を5月31日まで実施しました。どの企画も多くの市民の皆さんにご参加いただき、SDGsについても分かりやすく学べたと好評でした。



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

SDGsは、あさひ健康マイスター対象事業とも関連しています。中には、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標11「住み続けられるまちづくりを」に関連した、おうちで健康づくりができる事業もあります。「動画であさひ体操」に参加する、健康朝食メニューを作る、自分の歩数ランキングがすぐ分かるアプリ版あさひ健康マイスターを使用しながら散歩に出掛けるなど、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行い、ぜひ取り組んでみてください。

また、事業に参加するだけでなく、あさひ健康マイスター手帳の「わたしのSDGs宣言」をして、SDGsにつながる行動を考えてみませんか。

あさひ健康マイスター手帳は、市役所や市公共施設、イトーヨーカドー尾張旭店 あさひ・ハトソンくん出会いの広場、尾張旭まち案内、対象事業の実施場所などで配布しています。気軽に対象事業に取り組み、一緒に健康都市を盛り上げていきましょう。

問い合わせ先 / 市役所健康都市推進室 ☎76-8101

## 児童手当・特例給付現況届の 提出をお忘れなく

**対象者** 中学校卒業(満15歳以後の最初の3月31日)までの子を養育しているかた

児童手当・特例給付の支給を受けているかたは、6月1日現在の児童の養育状況や年金の加入状況などを報告していただき、引き続き対象となるかを確認するため、現況届(6月上旬に受給者へ送付)の提出が必要です。提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

年齢区分	1人当たりの手当額(月額)※
0～3歳未満(3歳を迎える誕生日分まで)	15,000円
3歳～小学生 (3歳の誕生日の翌月～小学校卒業の3月分まで)	第1・2子 10,000円
	第3子以降 15,000円
中学生(中学校卒業の3月分まで)	10,000円

※受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として児童の年齢などに関係なく1人当たり月額5,000円を支給

※「第3子以降」とは、高校卒業(18歳の誕生日後の最初の3月31日)までの養育している児童のうち、3番目以降の児童をいいます。



<b>提出書類</b>	児童手当・特例給付現況届(その他書類が必要になる場合あり)
<b>提出方法</b>	6月30日(水)までに郵送(消印有効)か直接。郵送の場合は、同封の返信用封筒で返送
<b>その他</b>	2～5月分までの児童手当は6月10日(木)に指定口座に振り込みますので、確認してください

提出・問い合わせ先 / 市役所こども課家庭係 ☎76-8149